

「大分県動物愛護管理推進計画(第3次)改訂」素案に対する県民意見の募集の結果について

1 募集期間 令和7年12月19日(金)～令和8年1月26日(月)

2 提出件数 6件(2名)

3 意見の概要

番号	項目	ご意見の要旨	県の考え方及び反映状況
1	概要版	<p>国の「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」の見直し予定はあるのか。</p> <p>また、指針の元となる「動物の愛護及び管理に関する法律」についても、動物福祉に関するものを強化し改正する予定はないのか。</p> <p>終生飼育や多頭飼育問題については、動物愛護と動物福祉をバランスよく取り入れた施策が重要とも思われ、法の改正が今後の施策展開に大きく関与するものと思われる。</p>	<p>令和7年度から見直しを始めているとの情報があります。</p> <p>国の法律、指針が改正された際には、再度、本計画を見直し、動物愛護と動物福祉をバランスよく取り入れた施策となるよう、検討します。</p>
2	第2章 2 (4)「犬の咬傷事故」(7ページ)	<p>犬の咬傷事故件数がとても多い令和2年度について、説明がほしい。</p>	<p>事故原因が多かった理由を調査します。</p>
3	第2章 6 (1)「大分県動物愛護推進員」(13ページ)	<p>大分県動物愛護推進員が著しく減少した理由等を明記するとよいのでは。</p>	<p>再委嘱せずに活動を休止した方については、コロナ禍で活動が十分にできなかったことや、高齢化が原因の背景にあると考えますが、個人的な理由も多くあるため、明記することは差し控えます。</p>
4	第4章 1 (1)飼主のいる犬・猫(19ページ)	<p>多頭飼育に関して、環境省が「人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン」において、社会福祉と動物愛護管理に関する多機関の連携と早期発見・早期対応の必要が述べられているため、これを踏まえ加筆修正を提案する。</p>	<p>多頭飼育の早期発見、早期対応に努めるよう、以下のように修正します。</p> <p>「引き続き、あらかじめ次の飼い主を探しておくよう啓発する他、動物愛護センターや保健所などの動物愛護担当部署と福祉関係機関やボランティア等が連携し、多頭飼育になりうる飼い主の早期探知に努め、不妊去勢措置や譲渡を行うなどの対策を図り、多頭飼育崩壊にならないよう早期に対応します。」</p>
5	その他	<p>ペットの終生飼育について、動物愛護センター等で譲渡する際、60歳以上の方には、飼えなくなった時のことまで確認していたと記憶している。</p> <p>このような取り組みは、年齢問わず全員にあてはめられないのか？できればペットショップでの販売も含めて実施してもらいたい。</p> <p>コロナ禍でペットの飼育が増えて問題になったことや、災害発生時も含めて、飼い主には動物を飼うことの責任と終生飼養について、十分に考える機会を与えてほしい。</p>	<p>ペットの終生飼養は、法律ですべての飼い主に義務付けられています。</p> <p>動物愛護センターや保健所などの行政機関から譲渡する場合は、すべての年代の方、一人暮らしなどを含めた様々な家族構成の方に向けて、飼えなくなった場合のことや災害発生時の対応などを考えておくよう、譲渡前講習会を通じて啓発を行っています。</p> <p>ペットショップでも終生飼養を考慮して購入することを、一般の飼い主に向けてさらに啓発していきます。</p> <p>県では、引き続き、終生飼養と適正飼養の啓発に努めていきます。</p>
6	全体	<p>文章、体裁についての指摘(計8件)</p>	<p>ご指摘を踏まえ、分かりやすい文章、構成となるよう、修正していきます。</p>